

武雄アジア大学 学則

- 第1章 総 則
- 第2章 組 織
- 第3章 教員組織及び運営組織
- 第4章 運営会議、学部長・学科長会議及び教授会
- 第5章 修業年限、学年、学期及び休業日
- 第6章 教育課程、単位及び履修方法等
- 第7章 入学及び再入学等
- 第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍
- 第9章 卒業及び学位
- 第10章 厚生補導
- 第11章 施設利用
- 第12章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生
- 第13章 賞 罰
- 第14章 入学検定料及び学生納付金
- 第15章 奨学金
- 第16章 公開講座及び各種講習会等
- 第17章 雑 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 武雄アジア大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、国際的視野と地域的視野に立った豊かな教養と深い専門知識を備え、創造力と人間性を兼ね備えた人材を育成し、もって地域社会及び国際社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について、適切な体制を整えた上で、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改善及び充実に努める。

- 2 前項に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受け、その結果を公表する。
- 3 前二項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表する。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第4条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、本学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(組織的な研修等)

- 第5条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他の必要な取組を行う。
- 2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行う。

第2章 組織

(学部及び学科)

第6条 本学に、次の学部及び学科を置く。

東アジア地域共創学部

東アジア地域共創学科

- 2 東アジア地域共創学部東アジア地域共創学科は、国際理解、地域理解、経済経営の素養の上に、地域貢献・地域実践する人材を目指し、この実現のため以下の2領域を設け育成を図ることを目的とする。
 - (1) 観光や地域マネジメントの意義を理解するとともに、グローバルかつ地域的な視野を持ち、地域の発展やビジネスに貢献できる人材を育成する領域
 - (2) メディア・コンテンツの意義を理解するとともに、グローバルかつ地域的な視野を持ち、地域の発展やビジネスに貢献できる人材を育成する領域

(学生定員)

第7条 東アジア地域共創学部東アジア地域共創学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
東アジア共創学部	東アジア共創学科	140名	560名

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(センター等)

第9条 本学に、センター及び推進室等を置くことができる。

2 センター及び推進室等に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第10条 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教員組織及び運営組織

(職員)

第12条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第13条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、当該学部に関する校務をつかさどる。

- 2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務をつかさどる。
- 3 学部に、副学部長、学科に副学科長を置くことができる。
- 4 図書館に、図書館長を置く。
- 5 事務局に、事務局長を置く。

第4章 運営会議、学部長・学科長会議及び教授会

(運営会議)

第14条 本学の運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、副学長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長、理事長が指名した理事及び監事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。
- 3 運営会議は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長を務めることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 運営会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 学部・学科等の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - (3) 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - (4) 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
 - (5) その他、本学の運営に関する重要事項
- 5 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長・学科長会議)

第15条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学部長・学科長会議を置く。

- 2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長をもって構成する。
- 3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 学長が議長を務めることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 5 学部長・学科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第16条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部にも所属する専任教員（基幹教員）をもって構成する。ただし、学

長が必要と認めた場合は、その他の職員を出席させることができる。

3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長を務めることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第17条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第38条に規定する場合を除く。

(在学年限)

第19条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第38条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第22条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 学園創立記念日 5月18日
 - (4) 春期休業日
 - (5) 夏期休業日
 - (6) 冬期休業日
- 2 前項第4号から第6号までの休業日は、毎年度初めに学長が別に定める。
 - 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程の編成)

第23条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 前項の教育課程の編成に当たっては、専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを、各年次に配当して編成するものとする。

(教育方法)

第24条 授業科目を分けて、リベラルアーツ教育科目、専門基礎教育科目、コース専門中核科目とする。

- 2 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 メディアを利用して行う授業科目及びその方法については、別に定める。

(履修方法)

第25条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学生は、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修しなければならない。
- 3 履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第26条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平素の成績及び論文の提出をもって試験に代えることができる。

(成績の評価)

第28条 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 2 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
- 3 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業期間)

第29条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学した場合に準用する。
- 3 他の大学等における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第51条の規定により修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第33条 本学は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学及び再入学等

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学の資格)

第35条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願及び入学者の選考)

第36条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

- 2 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。
- 3 入学の出願及び入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第37条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(編入学、再入学及び転入学)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

(4) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 編入学、再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第39条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学することができない見込みの者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して、4年を超えることができない。

5 休学の期間は、第19条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第41条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第18条に定める修業年限に含まれるものとする。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 第19条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第39条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(4) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第45条 本学に4年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第46条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位を授与するに当たっては、次に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

学部名	学科名	学位（専攻分野）
東アジア地域共創学部	東アジア地域共創学科	学士（地域共創）

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 厚生補導

(学生指導)

第47条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 学生指導に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理)

第48条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を適切に行う。

第11章 施設利用

(施設利用)

第49条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第12章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第50条 本学の学生以外の者で、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で、本学において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 本学は、前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第27条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第52条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

- 2 聴講生は学期ごとに許可する。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第53条 他の大学、大学院又は短期大学（外国の大学、大学院及び短期大学を含む。）の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学、大学院又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

- 2 特別聴講学生は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第56条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。
- 5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

- 第57条 本学の学生の入学検定料及び学生納付金（入学金、授業料、施設設備費、学生支援費）については、別表2及び別表3のとおりとする。
- 2 入学検定料及び学生納付金に関し必要な事項は、別に定める。

(免除等)

- 第58条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。
- 2 学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料、施設設備費及び学生支援費を免除する。
 - 3 学生納付金の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

(退学等の場合における学生納付金)

- 第59条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者は、当該学期の学生納付金を納めなければならない。
- 2 停学期間中の学生納付金は徴収する。
 - 3 退学等の場合における学生納付金に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の入学検定料及び学生納付金)

- 第60条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

- 第61条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。
- 2 前項の規定による既納の納付金の取扱いは、別に定める。

第15章 奨学金

(奨学金)

- 第62条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

- 2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。
- 3 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座及び各種講習会等

(公開講座及び各種講習会等)

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

- 2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。
- 3 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 雑 則

(補則)

第64条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、文部科学大臣の認可の日（令和7年8月29日）から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和8年度から令和11年度までは、それぞれ次のとおりとする。

学部名	学科名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東アジア地域共創学部	東アジア地域共創学科	140名	280名	420名	560名

別表 1 (第 2 4 条関係)

授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数

東アジア地域共創学部 東アジア地域共創学科

科目区分		授業科目の名称	単位数		備 考	
			必修	選択		
リベラル アーツ 基礎科目群	リベラル アーツ 基礎科目群	武雄地域学	1		※1から2科目 (2単位) 以上 選択必修	
		地域理解	1			
		地域プロジェクト (PBL)	2			
		アジア地域学 I a (韓国・北東アジア) ※1		1		
		アジア地域学 I b (モンゴル・中央アジア) ※1		1		
		アジア地域学 I c (台湾・中国) ※1		1		
		観光学※2		2		
		文化コンテンツ学※2		2		
	国際理解※2		2	※2から2科目 (4単位) 以上 選択必修		
	リベラル アーツ 一般科目群	地域研究論※3			2	※3から1科目 (2単位) 以上 選択必修
		歴史学※3			2	
		自然科学a (佐賀の地形・地質) ※4			2	※4から1科目 (2単位) 以上 選択必修
		自然科学b (佐賀の生物資源) ※4			2	
		アートとまちづくり※5			2	※5から1科目 (2単位) 以上 選択必修
		都市・地域政策論※5			2	
		博物館学概論			2	
		東アジアの美術文化論		2		
		心と体の健康a (講義)		1		
		心と体の健康b (実践)		1		
		ジェンダー論		2		
		異文化コミュニケーション		2		
	AIと言語コミュニケーション		2			
	WEBデザイン		2			
	スキル・ キャリア 科目群	アカデミックスキルI (文章表現)	2		※6から1科目 (1単位) 以上 選択必修	
		アカデミックスキルII (プレゼンテーション)	2			
		情報リテラシー	1			
		旅行業務取扱管理論		2		
		ITパスポート入門		2		
		キャリアプランニング	1			
		キャリアデザインa (まちづくり・公務員・観光) ※6		1		
キャリアデザインb (メディア・コンテンツ・IT) ※6		1				

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
リベラルアーツ教育科目(続き)	外国語科目群	初級英語		2	選択必修
		中級英語		2	選択必修
		上級英語		2	選択必修
		実践英語a(講読)		1	
		実践英語b(討論)		1	
		実践英語c(発表)		1	
		初級韓国語		2	選択必修
		中級韓国語		2	選択必修
		上級韓国語		2	選択必修
		実践韓国語a(講読)		1	
		実践韓国語b(討論)		1	
		実践韓国語c(発表)		1	
		初級中国語		2	選択必修
		中級中国語		2	選択必修
		上級中国語		2	選択必修
		実践中国語a(講読)		1	
		実践中国語b(討論)		1	
		実践中国語c(発表)		1	
		小計(49科目)	10	68	
		外国語科目群	初級日本語		2
中級日本語				2	留学生必修
上級日本語				2	留学生必修
実践日本語a(講読)				1	留学生
実践日本語b(討論)				1	留学生
実践日本語c(発表)				1	留学生
小計(6科目)(留学生)			0	9	
専門基礎教育科目	専門基礎1科目群	経済学a(ミクロ経済)※7		2	※7から1科目(2単位)以上選択必修
		経済学b(マクロ経済)※7		2	
		経営学a(経営管理)※8		2	※8から1科目(2単位)以上選択必修
		経営学b(企業論)※8		2	
		佐賀産業論※9		2	※9から1科目(2単位)以上選択必修
		産業振興政策論※9		2	
		国際政治経済論※10		2	※10から3科目(6単位)以上選択必修
		マーケティング論※10		2	
		会計学I(簿記)※10		2	
		会計学II(管理・財務)※10		2	
		データサイエンスI(統計)	2	2	
		データサイエンスII(AI)		2	
		アジア地域学II a(社会)※11		2	※11から2科目(4単位)以上選択必修
		アジア地域学II b(文化)※11		2	
		アジア地域学II c(政治)※11		2	
小計(15科目)	2	28			

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考		
		必修	選択			
専門基礎教育科目（続き）	専門基礎2科目群	地域経済論		2	※12から1科目（2単位）以上選択必修	
		グローバル経済論		2		
		コーポレートファイナンス		2		
		ビジネスと法		2		
		ビジネスとジェンダー		2		
		国内研修※12		2		
		インターンシップ※12		2		
		海外研修※12		2		
		小計（8科目）	0	16		
コース専門中核科目	観光・地域マネジメントコース	観光ビジネス論		2		
		観光商品造成論		2		
		流通論		2		
		観光まちづくり論		2		
		都市・地域計画論		2		
		観光マーケティング論		2		
		ユニバーサルツーリズム論		2		
		地域マネジメント論		2		
		公民連携／PFI論		2		
		ホスピタリティ学		1		
		ホテルマネジメント論a（経営管理）		1		
		ホテルマネジメント論b（経営実務）		1		
		航空・旅客実務論a（経営管理）		1		
		航空・旅客実務論b（経営実務）		1		
		観光地域組織運営論		2		
		観光・地域マネジメント演習I（基礎）		2		
		観光・地域マネジメント演習II（展開）		2		
		小計（17科目）	0	29		
		アジア・メディアコンテンツコース	芸術・地域ビジネス経営論		2	
			音楽地域づくり論		2	
	コンテンツツーリズム論			2		
	文化コンテンツ産業論			2		
	アートプロジェクトマネジメント論			2		
	市民プロジェクトマネジメント論			2		
	ジャーナリズム論			2		
	アジアジャーナリズム論			2		
	ITメディア論			2		
	ITマーケティング論			2		
	WEBメディア論			2		
	韓国メディア論			2		
	イベントプロデュース論			2		
	アジア・メディアコンテンツ演習I（基礎）		2			
	アジア・メディアコンテンツ演習II（展開）		2			
	小計（15科目）	0	30			

科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
卒業研究	卒業研究I (研究計画・調査)	3		
	卒業研究II (執筆)	3		
	小計 (2科目)	6	0	
専門科目小計 (55科目)		8	103	
合計 (104科目)		18	171	
留学生向け開講科目を含む合計 (110科目)		18	180	日本語6科目9単位含む
卒業要件及び履修方法				
卒業要件単位124単位以上				
以下の科目群ごとに定めた単位を修得する。				
	リベラルアーツ基礎科目群	必修4単位および選択必修6単位を含め、10単位以上修得		
	リベラルアーツ一般科目群 スキル・キャリア科目群	選択必修6単位を含め、20単位以上修得 必修6単位を含め、7単位以上修得		
	外国語科目群	外国語科目から初級英語・中級英語・上級英語、または初級韓国語・中級韓国語・上級韓国語、もしくは初級中国語・中級中国語・上級中国語のいずれか6単位を選択必修を含め、7単位以上修得 (留学生は日本語を7単位以上)		
	専門基礎1科目群	必修2単位および選択必修16単位を含め、20単位以上修得		
	専門基礎2科目群 コース専門科目群	選択必修2単位を含め、8単位以上修得 いずれかのコースに所属し、その専門科目群から、選択必修科目4単位を含め、22単位以上修得		
	卒業研究 選択科目	必修6単位修得 学生の興味と学問的好奇心に応じ、科目群を問わずすべての開講科目から24単位以上修得		

別表2 入学検定料（第57条関係）

（単位：円）

学部名	学科名	入学検定料
東アジア地域共創学部	東アジア地域共創学科	30,000

別表3 学生納付金（第57条関係）

（単位：円）

学部名 学科名	学 年	入学金	授業料	施設設備費	学生支援費	年度合計
東アジア地 域共創学部	1 年	250,000	650,000	200,000	110,000	1,210,000
	2 年	—	650,000	200,000	110,000	960,000
東アジア地 域共創学科	3 年	—	650,000	200,000	110,000	960,000
	4 年	—	650,000	200,000	110,000	960,000